

## 令和7年度 雲仙市入札監視委員会 第1回定例会 議事概要

開催日時	令和7年6月26日（木）午前9時15分～午前11時30分
開催場所	市役所本庁舎別館3階 第2会議室
委員	<p>中村 聖三 委員長（長崎大学大学院 工学研究科 教授）</p> <p>川島 陽介 委員（弁護士）</p> <p>山口 純哉 委員（長崎大学 経済学部 准教授）</p> <p>重野 淳 委員（公募委員）</p> <p>平山 和孝 委員（公募委員）</p>
次第	<p>▶抽出案件の審議</p> <p>① 社会教育施設建築設備・防火設備定期報告業務 愛の夢未来センター建築設備・防火設備定期報告業務</p> <p>② 市道千々石出口線側溝改修工事</p> <p>③ 市道国見旧県道3号線路肩補修工事</p> <p>④ 市道瑞穂栗林・宮ノ地線側溝改修工事</p> <p>⑤ 市道小浜湯町1号線改良工事</p> <p>⑥ 新設植松調整池測量設計業務</p> <p>⑦ 山ノ上水系（山ノ上1）配水管敷設替工事</p> <p>⑧ 東水系（川端）配水管敷設工事</p> <p>⑨ 京泊（南串山）漁港中ノ場地区漁港整備事業ブロック据付工事（2工区）</p>
市出席者	<p>財務部長 三宅 隆浩</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>契約検査課長 山口 定征</p> <p>契約検査課課長補佐 井上 真</p> <p>契約検査課参事補 相川 貴志</p> <p><b>【工事担当課】</b></p> <p>生涯学習課 … 宮崎課長、深堀主査</p> <p>道路河川課 … 横田課長、古賀課長補佐、川島課長補佐、宮崎参事補、小峰主事、山本主事、笹田主事補</p> <p>水道課 … 富永課長、廣瀬課長補佐</p> <p>農漁村整備課… 細田参事補、町田主事</p>

指名停止措置案件の報告	
質問・意見	回答
	今回の審議対象期間において、指名停止措置の報告案件なし。
入札結果全体概要報告	
質問・意見	回答
<p>不落・不調の件数は前年よりは多かったが、その要因の分析・確認できているので、今後も改善に取り組んでいただきたい。</p>	<p>建設工事（令和6年10月～令和7年3月）            不落件数：6件（制限付一般競争入札4件、指名競争入札2件）            不調件数：3件（制限付一般競争入札3件）            要因分析            発注時期が影響 4件            現場の条件が影響 4件            受注業務意欲とランダム関連 1件            発注時期は、災害復旧工事や年度当初に設計業務を行ってからの発注など、この時期の発注にやむを得ない内容であった。</p>
審議1 社会教育施設建築設備・防火設備定期報告業務 愛の夢未来センター建築設備・防火設備定期報告業務	
質問・意見	回答
<p>同じ入札日に同一者が落札している。ルール上、このような状況は制限されていないのか確認したい。</p> <p>発注方法において、1件は社会教育施設を4施設、もう1件は1施設のみ。まとめて発注するなど検討は行ったのか。</p> <p>現時点では説明にあった初年度に敬遠された理由もなくなっており、わざわざ分けて発注</p>	<p>同日に入札を行う類似業務について、同一業者が落札しないように制限する措置は講じていない。</p> <p>過去にまとめた発注を行おうとしたが、その際は不落となった。理由は、その入札時が施設の初年度報告に該当し、事業者にとって図面作成など手間が多く敬遠されたと考え、そこから分割しての発注が基本として行われている。</p> <p>他施設を含め、生涯学習課が所管している6施設の発注の分け方は、初年度の不落事案を考</p>

<p>する理由が無くなっていると思われる。問題がなければまとめて発注することも検討してもよいのではないか。</p>	<p>慮し、分割して発注している。ご指摘のようにその理由だけでは、分割する理由はないと思われるため、今後の発注について課内でもう一度整理していきたい。</p>
<p><b>審議 2 市道千々石出口線側溝改修工事</b></p>	
<p><b>質 問 ・ 意 見</b></p>	<p><b>回 答</b></p>
<p>辞退・不参加率が高い。工事金額が安い。特定の時期などの理由以外に事業者側から見た問題があるのか。</p> <p>14 者中 10 者が参加しないというような状況を市としてどのように捉えているのか。</p> <p>辞退・不参加率の高さに対する競争性の確保という観点から何らかの対策をとっているのか。</p> <p>各市や県の状況を共有することは難しいと思うが、市だけで見たときに、ある程度工事や事業者の手持工事の情報は把握できる部分があると思うので、辞退理由で技術者や作業員の</p>	<p>積算内容については、本工事の目的を達成する上で必要な工種を計上しており、契約後も条件の変更や工種の追加等の協議はなかったことから、適切な内容であったと判断している。</p> <p>入札結果表の入札率分布図で、最低制限価格率の周辺に位置しているのは、最低制限価格を狙っての入札、1 者については入札率を高く設定し、高めの金額での落札を狙っての入札だったと思われる。</p> <p>辞退理由として、技術者又は作業員の確保困難、履行期間までの完成困難、工事内容を判断した結果等であった。</p> <p>履行期間については、標準工期を確保し、雨季を避け、予定工期を 11 月上旬から 2 月中旬と想定しており、履行期間の設定は適切であったと判断している。</p> <p>入札の辞退・不参加についての対策については、辞退理由も幅広く、一律的な対応というのは難しいと考えている。</p> <p>市の工事執行規則の中に、辞退を理由として指名等の不利益を受けないというのも規則上で定めている。</p> <p>ただ不参加、連絡がないというのは問題があると考えており、不参加が続く場合は、何らかの意思表示というものを確実に行うよう電話連絡を行っている。</p>

<p>確保が困難であるという理由での辞退を減らすような工夫もできるのではないかと思うので、検討いただきたい。</p> <p>辞退に関して不利益を与えないことは理解できるが、不参加に関しては何らかの不利益、そもそも指名業者としての適正性に欠けていると考えることもできるので、市としての対応を検討してもよいのではないかと思う。</p>	
---	--

### 審議 3 市道国見旧県道 3 号線路肩補修工事

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>辞退・不参加率が高い。工事金額が安い。特定の時期などの理由以外に事業者側から見た問題があるのか。</p> <p>また、辞退・不参加率の高さに対する何らかの対策をとっているのか。</p> <p>指名入札であるにもかかわらず、落札者のみが落札できる状況になっており、念のため、談合を疑わせる事情がないか確認したい。</p> <p>工事規模が小さいときに、遠い場所であるというのはあまり手を挙げたがらない要素もあるかもしれないので、そのあたりもこれまでの実績を踏まえて、指名業者を決めるときの判断基準として考慮してもよいのではないか。</p>	<p>積算内容については、本工事の目的を達成する上で必要な工種を計上しており、適切な内容であったと判断している。</p> <p>辞退理由としては、手持ちの仕事が多くさらに受注するのが困難、技術者及び作業員の確保が困難となっている。</p> <p>民間工事などの手持ち工事を含め、技術者や作業員の確保が困難だったため、辞退されたと考えている。</p> <p>不参加となった 3 業者は、所在地が地区外であり、工事箇所から遠方であることや採算が合わないことから入札の意思がなかったものと考えている。</p>

### 審議 4 市道瑞穂栗林・宮ノ地線側溝改修工事

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>参加者数が少なく、必然的に落札者のみが落札できる状態となっている。</p> <p>その理由、競争入札として適切であったか確認したい。</p>	<p>積算の妥当性については、本工事の目的を達成する上で必要な工種を計上しており、契約後においても条件変更等の協議はなかったことから、適切な内容であったと判断している。</p> <p>提出された内訳書は積算書とほぼ同額であり、1 者については入札率が高く設定されてい</p>

<p>担当課の説明にあった入札率を高く設定され落札の意思がなかったとあったが、取る気がなかったのに、入札した動機をどのように考えているか。</p>	<p>ることから、落札の意思がなかったものと推察している。</p> <p>応札者が2者のみであった理由としては、既設水路と家屋が近接しており、工事騒音や振動等に関する地元調整が負担に感じられた事業者が多かったと推察している。</p> <p>現場条件的に難しい工事であったとは思われるが、地元業者が地域のためという気持ちで応札して応えようとしたのかと思う面もある。結果的に2者とも地元の事業者だけが応札されていた。</p>
---	--

**審議5 市道小浜湯町1号線改良工事**

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>応札者が2者のみ。そのうち1者は予定価格を超過する入札額となっており、実質的に1者入札の状態。落札率も高い。このようになった原因はどこにあるのか。</p> <p>応札されている2者のうち審議4の案件と同じ事業者が、応札金額を決めるときに、超過になると分って応札されている。</p>	<p>積算内容について確認を行ったが、市の積算に不備等はなかった。</p> <p>提出された2者の内訳書の確認を行っているが、市から提出した参考図書と同じく数量等に誤りはなく、積算額についてもほぼ同額となっており、適切な内訳書となっていたことを確認している。</p> <p>入札が敬遠された要因は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅密集地による取り壊し作業時の騒音振動の対策が必要であったこと、</li> <li>2. 工事に伴い支障となる温泉管移設工事との日程調整が必要であったこと、</li> <li>3. 重複工事の水道工事・民間工事との日程の調整が必要であったこと、</li> <li>4. 新設側溝への生活排水管のつなぎ込みが必要であったこと、</li> <li>5. 地元関係者の要望による工事期間の制約が必要となったこと、</li> </ol> <p>以上のように本体工事以外での調整する事項制約が多数あったことが入札を敬遠された要因と考えている。</p> <p>事業者への聞取りを調整したい。 (聞取り結果) いずれも現場条件を確認し、実際かかる諸経費</p>

<p>超過することを想定した上で出されているのか、積算に自信がなかったか、あるいはこの金額では足りませんという意思表示をしようとして出されたのか、いろんな想定ができる。事業者側に理由を聞くことも選択と考える。</p>	<p>分を加えて応札したと回答あり。</p>
--	------------------------

**審議 6 新設植松調整池測量設計業務**

<p><b>質 問 ・ 意 見</b></p>	<p><b>回 答</b></p>
<p>入札参加されている 4 者のうち 2 者の差額が大差の要因は何なのか。 また、4 者の辞退は多いと考えるが、そのことをどのように考えているか。</p>	<p>市の積算を再確認し、誤解を招くような点はなかった。 考えられる要因としては、受注意欲がある事業者とない事業者で入札額に開きがあったのではないかと考えている。 辞退理由をみると、手持ち工事が多い、技術者の確保が困難とのことであった。 入札時期が 10 月であったため、既に年度当初に仕事を受注された事業者は辞退されたのではないかと考えている。</p>

**審議 7 山ノ上水系（山ノ上 1）配水管敷設替工事**

<p><b>質 問 ・ 意 見</b></p>	<p><b>回 答</b></p>
<p>この規模の工事（高額）で、全応札者の入札金額が接近している。適正に行われていると思うが、確認はどのように行っているのか。  今回は辞退がなく、どこの事業者も本気で取りにきているように見受けられるが、全体で何者が入札可能だったのか。また事業者の意欲をかきたてるような要因があったのか。</p>	<p>入札時に提出された工事費内訳書チェックを行っており、全ての事業者とも適切に積算が行われていた。  土木工事などは工種、数量が示されており、単価も基本的に公開されている。積算するためのソフトウェアもあり、標準的な工事であれば市の積算とほぼ同じ計算が事業者でも可能であるので、結果として近いところに並ぶというのは比較的よくある。  設計額をもとに基準があるが、本案件は 10 者が参加可能な状況であった。 意欲の部分では、工事内容が一般的な直線の路線で、今回は給水個数も少なく、事業者側にとっては容易な場所での工事として積極的に取りに来られたのではないかと判断している。</p>

審議 8 東水系（川端）配水管敷設工事

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>入札額が各社接近している。 応札 9 者中 6 者が失格している。 ランダム係数が本当に最善か疑問に感じる。</p> <p>ランダム係数を導入して不正を防ぐという部分は、発注者側で適切に漏れないように対応すればよい。</p> <p>ランダム係数をなくした自治体もあると聞く。 そういう意味では、そこがどうやって公平性と確保しているのか、いろんな自治体の取り組みを研究してもらいたい。</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日より、建設工事と建設コンサルタント業務において、予定価格と最低制限価格の算出方法を一部変更している。</p> <p>建設工事で最低制限設計価格を 90%から 92%に、建設コンサルタント業務で最低制限設計価格を 75%から 80%に変更するという見直しを行っている。</p> <p>同じ時期にランダム係数の見直しも行き、変動幅を縮める改正を行い、現在も取り組んでいる。</p> <p>最低制限価格制度は、品質の維持や不当に低い価格での受注を防ぐという本来の目的があり、その部分にランダム係数が設定されている。</p> <p>現在の制度で対応できるところは変更を行い、改善を目指してしている。</p> <p>ランダム係数により、応札者が最低制限価格をより把握できないこととなり、過度な価格競争、ダンピング受注の抑制の面のメリットもあると市では考えている</p> <p>ランダム係数をなくしてしまうと、設計額を知ろうとする働きかけなどいろんな不正の懸念もある。</p> <p>そういう面からも、ランダム係数による変動は、一定程度効果があると考えている。</p> <p>他市の状況等を踏まえ、研究していきたい。</p>

**審議9 京泊（南串山）漁港中ノ場地区漁港整備事業ブロック据付工事（2工区）**

<b>質 問 ・ 意 見</b>	<b>回 答</b>
<p>入札額が各社接近している。</p> <p>予定価格に対して最低制限価格付近で全者が入札していて、その中には失格もいる。ランダム係数が本当に最善なのか。</p> <p>海上工事に係る作業船保有確認書交付事業者が要件であるが、雲仙市で参加できる事業者はどれくらいなのか。</p> <p>海の特異な工事で、作業船を保有となると、資格を保有する事業者が限られ、応札者が限定されているというようなことはないのか。</p>	<p>雲仙市内に本社を有する事業者は1者、雲仙市内の委任営業所で7者である。</p> <p>今年度も浚渫工事などあっているが、10数者の応札者があっており、応札者は限定されていない。</p>
<b>審議案件に関する委員会の所見</b>	
<p>入札及び契約の過程並びに契約の内容等の透明性や競争確保について、大きな問題は認められない。</p>	